

警備業の要件に関する規則

昭和58年 1月10日 国家公安委員会 規則 第1号

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

平成20年11月17日 国家公安委員会 規則 第25号

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)
第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一～四十七〔省略〕

四十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号) 第一百三十八条第四号若しくは第五号又は第四百十条第二号(第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

◆追加◆

四十九 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第一百五十一号) 第三十二条第一項(第五条に係る部分に限る。)又は第三項第一号(第八条に係る部分に限る。)若しくは第二号に規定する罪

五十 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号) 第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号若しくは第二十六号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号(第七十一条第一項に係る部分に限る。)若しくは第十一号に規定する罪

五十一 会社法(平成十七年法律第八十六号) 第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

五十二 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第十七条(第十五条第二項に係る部分に限る。)、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十三 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号) 第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)
第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一～四十七〔省略〕

四十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号) 第一百三十八条第四号若しくは第五号又は第四百十条第二号(第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十九 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号) 第三十一条(第十四条第二項に係る部分に限る。)、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第一百五十一号) 第三十二条第一項(第五条に係る部分に限る。)又は第三項第一号(第八条に係る部分に限る。)若しくは第二号に規定する罪

五十一 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号) 第九十一条第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで、第九十三条第一号、第二号、第八号から第十一号まで、第二十一号、第二十二号若しくは第二十六号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号(第七十一条第一項に係る部分に限る。)若しくは第十一号に規定する罪

五十二 会社法(平成十七年法律第八十六号) 第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

五十三 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第十七条(第十五条第二項に係る部分に限る。)、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十四 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号) 第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪

- 改正法・附則・題名- ～平成20年11月17日 国家公安委員会 規則 第25号～

施行日：平成20年12月 1日

◆追加◆

附 則（平成二〇・一一・一七国公委規二五）

- 改正法・附則- ～平成20年11月17日 国家公安委員会 規則 第25号～

施行日：平成20年12月 1日

◆追加◆

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。